

議案第26号

令和4年度設楽町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度設楽町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月24日

設楽町長 土屋 浩

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
			千円
4 衛生費	1 保健衛生費	簡易水道特別会計繰出金	4,904
7 土木費	5 公共下水道費	公共下水道特別会計繰出金	21,741

議案第27号

令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月24日

設楽町長 土屋 浩

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
2 事業費	2 施設整備費	配水管布設替等工事	千円 4,904

議案第28号

令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月24日

設楽町長 土屋 浩

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
2 事業費	1 施設建設費	管渠布設工事	千円 21,741